

ID: 150

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	生活支援ホームヘルパー派遣事業の利用承認		
例規名 根拠条項	聖籠町介護事業実施規則 第22条		
例規番号	平成12年 規則第17号		
<p>【根拠条文】 (利用の決定) 第二十二條 町長は、前条に定める申込書を受理したときは内容を審査し、その結果を聖籠町介護事業(介護予防)利用承認(不承認)決定通知書(別記様式第三号)により、申込者に通知するものとする。</p> <p>【基準】 第17条及び第18条の規定による。 (目的) 第十七條 条例第十八条第一項第三号に規定する生活支援ホームヘルパー派遣事業は、介護保険の要介護又は要支援認定から外れた高齢者等に対し、週一回を基準にホームヘルパーを派遣することで、介護や家事などの日常生活の手助けを行うことを目的とする。 (事業対象者) 第十八條 事業の対象者は、聖籠町に住所を有し、虚弱やひとり暮らし等で日常生活を営むのに支障がある、おおむね六十五歳以上の高齢者とする。</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日